知っておきたい！

高次脳機能障害に関する相談窓口

医療機関の窓口

東北医科薬科大学病院
高次脳機能障害支援センター

仙台市宮城野区福室１-１２-１
TEL（０２２）２５９－１２２１（代表）

○高次脳機能障害の相談や評価・診断・訓練を行い，社会復帰までの道のりを様々な形でお手伝いさせていただきます。とりわけ，評価診断を含めた医学的リハビリテーションに力を入れています。
医師，看護師，理学療法士，作業療法士，言語聴覚士，ソーシャルワーカーなどの専門職がチームを組んで行います。

○他の病院や地域の保健福祉事務所，市町村窓口との連携はもちろんのこと，就労に関連した支援には，障害者職業センターや就労支援施設等と連携します。また，復学に向けて，学校など教育現場との情報交換も行います。

行政機関の窓口

お住まいの市町村の障害福祉相談窓口へご相談下さい。

宮城県では高次脳機能障害者を支援するための事業を実施しており，各種相談・問い合わせに対応しております。高次脳機能障害に関する詳しいことを知りたい場合は，下記のセンターに気軽にご相談下さい。

宮城県リハビリテーション支援センター
リハビリテーション支援班

宮城県リハビリテーション支援センター　検索

名取市美田園２－１－４
TEL（０２２）７８４－３５８８
E-mail:rehabilis@pref.miyagi.lg.jp

お近くの保健福祉事務所でも高次脳機能障害に関する様々な相談をお受けしています。

仙南保健福祉事務所	母子・障害班	(0224)53－3132
仙台保健福祉事務所(塩釜)	母子・障害第二班	(022)365－3153
仙台保健福祉事務所岩沼地域事務所	母子・障害班	(0223)22－2189
仙台保健福祉事務所黒川支所	地域保健班	(022)358－1111
北部保健福祉事務所(大崎)	母子・障害第二班	(0229)87－8011
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	母子・障害班	(0228)22－2118
東部保健福祉事務所(石巻)	母子・障害班	(0225)95－1431
東部保健福祉事務所登米地域事務所	母子・障害班	(0220)22－6118
気仙沼保健福祉事務所	母子・障害班	(0226)21－1356

◆仙台市にお住まいの方は，下記のセンターでも相談をお受けしています。

仙台市障害者総合支援センター
（ウェルポートせんだい）

仙台市泉区泉中央２－２４－１
TEL（０２２）７７１－６５１１

発行者　宮城県リハビリテーション支援センター（令和6年4月現在）

高次脳機能障害を知ろう

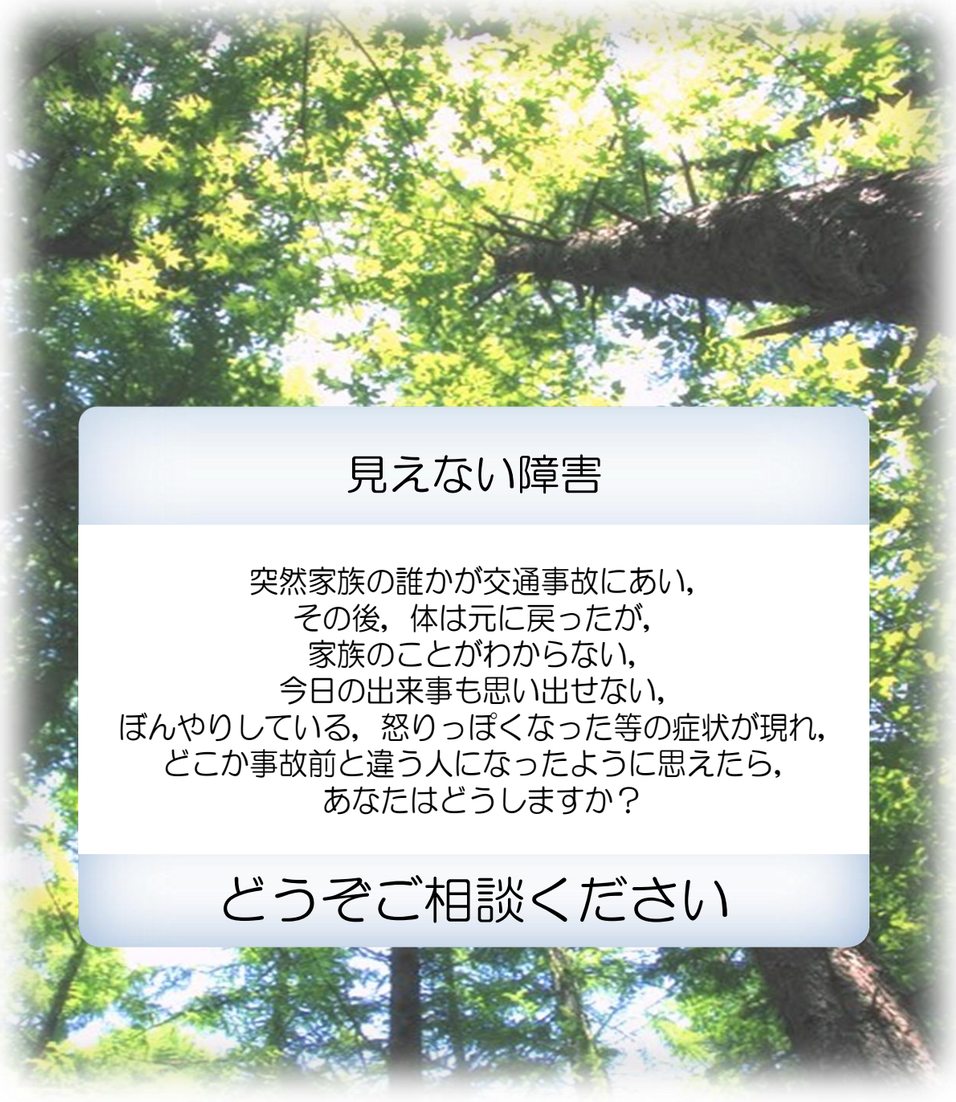

見えない障害

突然家族の誰かが交通事故にあい，
その後，体は元に戻ったが，
家族のことがわからない，
今日の出来事も思い出せない，
ぼんやりしている，怒りっぽくなった等の症状が現れ，
どこか事故前と違う人になったように思えたら，
あなたはどうしますか？

どうぞご相談ください

宮　城　県

高次脳機能障害の主な症状とその対応

高次脳機能障害とは，病気や事故の後遺症としてみられる障害です。生活の中でそれまでできていたことができなくなって，生活しづらくなります。一見してわかりにくく，見えない障害とも言われています。

主な原因		
	脳血管障害	脳出血・くも膜下出血・脳梗塞（脳塞栓，脳血栓）
	脳外傷（頭部外傷）	交通事故・転落・転倒などによる硬膜外血腫・脳内出血・脳挫傷・びまん性軸索損傷
	その他	脳炎・低酸素脳症・脳腫瘍

記憶障害

物事が覚えにくく，思い出しにくいなどの症状がみられます。

症状

- ●約束や予定を忘れる
- ●何を食べたか思い出せない
- ●薬を飲むのを忘れる
- ●話した内容を忘れる，同じことを繰り返し質問する
- ●電話をかけたこと，かかってきたことを忘れる

対応例

- ●予定や約束事はメモをしたり，貼り紙をする
- ●日常生活をなるべく決まった日課に沿って送る
- ●物をしまう時には決まった場所や種類ごとに入れる
- ●記憶を助けるものとしてメモや手帳，カレンダーや日記等を利用する

注意障害

集中できないことで，物事がはかどりにくくなるなどの症状がみられます。

症状

- ●一つのことを続けられない
- ●作業の途中で他の作業に切り替えることができない
- ●目の前にある物に気づかない
- ●二つのことを同時に行うと混乱する
（例 電話しながらメモをとる）

対応例

- ●声がけは一つずつ
- ●集中できる環境作り
- ●こまめに休憩を入れる
- ●目や耳で気づきやすいように工夫する
（例 付箋やアラーム付タイマーなど）
- ●声を出して確認する

遂行機能障害

目的にかなった計画（段取り）や行動ができにくくなる症状がみられます。

症状

- ●行動の一つ一つに指示を必要とする
- ●優先順位がつけられない
- ●自分勝手に行動してしまう
- ●自分で計画を立ててものごとを実行することができない

対応例

- ●集中できる環境を整える（例 テレビを消すなど）
- ●声がけやヒントを示す（例 絵や図，文字など）
- ●作業時間や作業工程を区切る（例 タイマー，休憩など）

社会的行動障害

状況に適した行動が取れない，感情のコントロールがうまくできないなどの症状がみられます。

症状

- ●何もしない，意欲がわかない，気持ちが沈みがちになる
- ●突然興奮したり怒り出す
- ●不安になる
- ●我慢できない
- ●他人とうまく交流できない

対応例

- ●落ち着く環境を整える
- ●注意を他のものに向ける
- ●時間を決めて行動する
- ●あらかじめ予定を伝える
- ●統一した対応をする

気になる症状があれば，御相談ください。

高次脳機能障害の診断基準について

Ⅰ　主要症状等　１．脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
２．現在，日常生活または社会生活に制約があり，その主たる原因が記憶障害，注意障害，遂行機能障害，社会的行動障害などの認知障害である。

Ⅱ　検査所見　ＭＲＩ，ＣＴ，脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか，あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。

Ⅲ　除外項目　１．脳の器質的病変に基づく認知障害のうち，身体障害として認定可能である症状を有するが，上記主要症状（Ⅰ－２）を欠く者は除外する。
２．診断にあたり，受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
３．先天性疾患，周産期における脳損傷，発達障害，進行性疾患を原因とする者は除外する。

Ⅳ　診断　１．Ⅰ～Ⅲをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
２．高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後において行う。
３．神経心理学検査の所見を参考にすることができる。

なお，診断基準のⅠとⅢを満たす一方で，Ⅱの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については，慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

（出典：厚生労働省・国立リハビリテーションセンター）

福祉制度の利用について

- ●高次脳機能障害は，精神障害者保健福祉手帳の申請が可能です。
- ●障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象です。
高次脳機能障害者は，精神障害者保健福祉手帳をもっていない場合でも，自立支援医療受給者証（精神通院医療）や医師の診断書があれば， 障害福祉サービスの支給申請が可能です。
- ●脳血管疾患（特定疾患）を原因とする４０歳以上の高次脳機能障害者は，介護保険制度の申請ができます。
- ●条件を満たしていれば，高次脳機能障害は障害年金の受給対象になります。

宮城県の高次脳機能障害者支援体制図

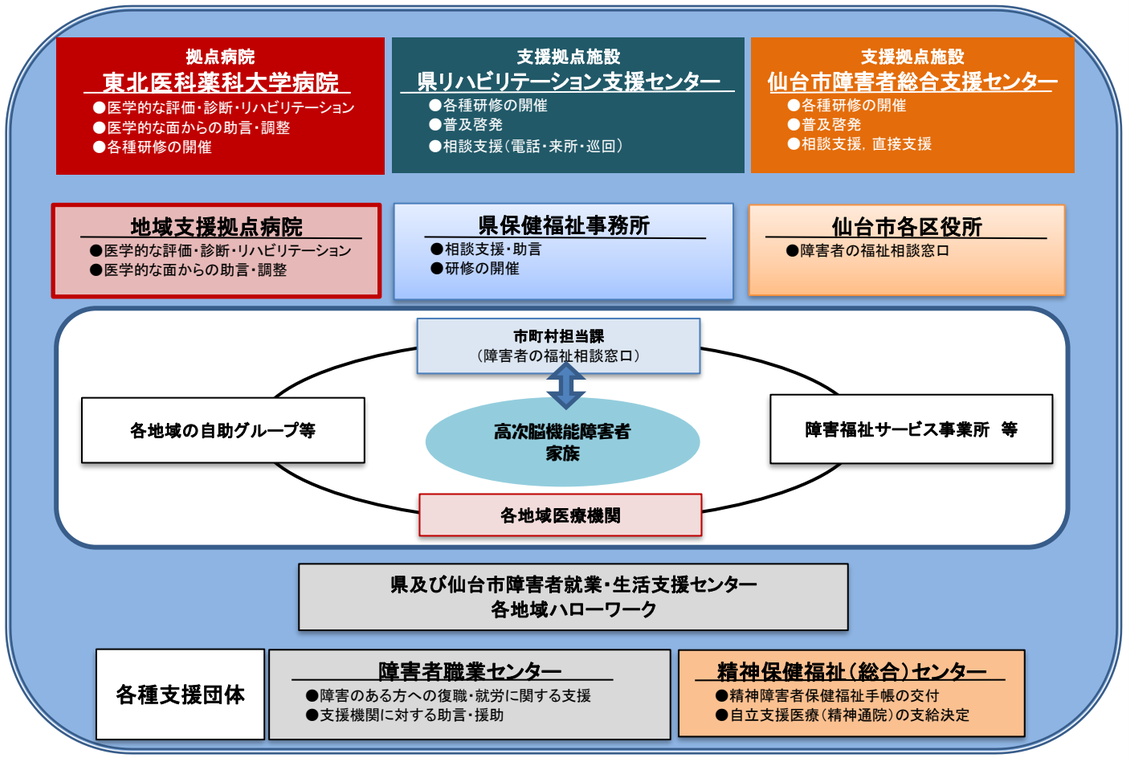

宮城県高次脳機能障害者支援事業

家族相談のご案内

ご家族向け相談事業

高次脳機能障害者を支えるご家族が、ご本人の障害や接し方を理解し、心の負担を軽くすることを目的に家族相談を開催します。専門の相談員が個別に対応します。相談内容の秘密は厳守します。安心してご相談ください。

☆相談無料☆

☆事前申し込み制☆

※相談ご希望の際は、下記までお問い合わせください。

相談時間は**お一人１時間程度**となります。

相談場所

希望に応じて調整します。

問い合わせ

電話：０２２－７８４－３５８８

リハビリテーション支援センター

リハビリテーション支援班

宮城県高次脳機能障害者支援事業

高次脳機能障害

家族学習会のご案内

当センターでは高次脳機能障害の方（疑いのある方を含む）のご家族が，障害のことやご本人への接し方について理解を深め，またご家族同士が体験や工夫等を情報交換することを目的に家族学習会を開催しています。

☆日程☆

第１回　令和７年　７月１１日（金）

第２回　令和７年　８月２８日（木）

第３回　令和７年１０月１０日（金）

※時間：全日程午後２時～午後３時２０分

内容：詳細は裏面をご覧ください

☆会場☆

宮城県リハビリテーション支援センター１階　リハ展示ラウンジ

（名取市美田園２丁目１－４）仙台空港アクセス鉄道　美田園駅から徒歩5分

☆問い合わせ☆

電話：０２２－７８４－３５８８

リハビリテーション支援センター
リハビリテーション支援班

☆内容☆

高次脳機能障害に関する**勉強会**と**情報交換会**を行います。

第１回　「高次脳機能障害により日常生活で
生じやすい困りごととその対応方法について」
講師：東北医科薬科大学病院
高次脳機能障害支援コーディネーター
言語聴覚士　目黒祐子氏

第２回　「高次脳機能障害者が利用できる
福祉制度やサービスについて」
講師：東北医科薬科大学病院
医療ソーシャルワーカー
大野美和子氏

第３回　「高次脳機能障害者が安心して生活をおくるための
生活支援と工夫について」
講師：NPO法人みやぎ身体障害者サポートクラブ
相談支援ころんぶす
相談支援専門員　鈴木久美子氏

☆申し込み方法☆

事前予約制となっております。

各開催日の１週間前までに
当センターにお電話でお申し込みください。

宮城県地域リハビリテーション推進強化事業

市町村や事業所の皆様，

支援の困りごと抱えていませんか？

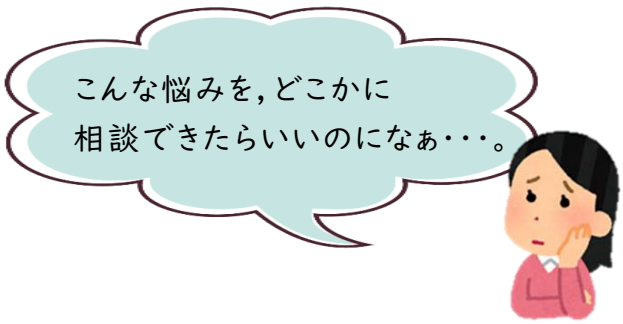

お子さん

- **発達**を促すための関わり方が分からない。
- **不器用な子**に道具の使い方を促したい。
- **姿勢**や**動作**が気にかかるお子さんには，どんな支援が必要なの？
- **家族**への関わり方を相談したい。

障害のある方

- 支援学校**卒業後，新しい環境**になじめず，本人も支援者も悩んでいる。
- **社会参加（サービス利用，就労等）**を促したい。
- **計画の支援方針・目標**を見直したい。
- 本人・家族の高齢化に伴い，**介護負担が軽くなる**環境に整えたい。

難病の方

- 本人にとって**より良い生活環境**を考えたい。
- 本人との**意思疎通**が難しくなってきた。
- 本人・家族の**病気や障害の理解**が難しく，支援が円滑に進んでいない。
- 本人がしたいことを**続けられる方法を知りたい。**

高齢者

- 退院後，**体力や元気**がなくなった方に，どのような対応ができるのだろう。
- **出来ていた動作が難しく**なったので，生活の工夫等の助言がほしい。
- **在宅生活を支援**できる方法を知りたい。

宮城県では，障害児・障害者・高齢者の支援に関わる関係機関（市町村，事業所等）に対し，リハビリテーション専門職（理学療法士，作業療法士，言語聴覚士）等による相談支援事業を実施しています。

［内　容］

- 個別相談（障害児者等相談支援事業）
- 研修会や勉強会の講師，その他事業やサービスに対する支援（障害児者支援機能強化事業）

まずは，裏面に掲載しております，各圏域の保健福祉事務所までお気軽にお問い合わせください。

地域名（圏域）	事務所	TEL
仙南	仙南保健福祉事務所（成人・高齢班）	(0224)53-3120
塩釜・岩沼・黒川	仙台保健福祉事務所（健康づくり支援班）	(022)363-5503
大崎・栗原	北部保健福祉事務所（健康づくり支援班）	(0229)87-8010
石巻・登米	東部保健福祉事務所（健康づくり支援班）	(0225)94-6124
気仙沼	気仙沼保健福祉事務所（成人・高齢班）	(0226)22-6614
県全域	リハビリテーション支援センター （リハビリテーション支援班）	(022)784-3588

資料３

要介護高齢者や障害者の摂食嚥下障害への基本的な対応フローチャート

Ver.2.1

～福祉現場での安全な食支援を目指して～

令和7年3月

宮城県リハビリテーション支援センター

※宮城県リハビリテーション支援センターＨＰの支援ツール・マニュアルの２. 支援ツール・チェックリストのNo２に掲載しています。

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/rehabili/rehashien3-1.html

目　次

はじめに　1

１－１　摂食嚥下障害への基本的な対応フローチャート　2

１－２　摂食嚥下障害への基本的な対応フローチャートの説明　3

（１）表１“摂食嚥下障害を疑う症状”で該当項目をチェック　3
（２）表２“早急に対応を検討すべき症状”で該当項目をチェック　4
（３）多職種で安全な食支援を検討・見直し　4
（４）“摂食嚥下障害を疑う症状”の変化を評価　5
（５）スクリーニング検査の実施及び総合的な評価　5
スクリーニング検査について　6
（参考）「食物による窒息事故防止のためのチェックシート」について　8

２－１　“食形態アップ”する場合の基本的な対応フローチャート　１０

２－２　“食形態アップ”する場合の基本的な対応フローチャートの説明　１１

（１）表１“摂食嚥下障害を疑う症状”で該当項目をチェック　１１
（２）“食形態アップ”の可否を評価　１２
（３）１段階“食形態アップ”した食物１品を入れた食事を１食/日提供　１２
（４）さらに量や摂取頻度を段階的に増やして提供　１３
（５）１段階“食形態アップ”した食物の量や摂取頻度等の調整　１３
（６）１段階“食形態アップ”した食事を３食/日提供　１４
学会分類 2021（食事）早見表　１５
１段階“食形態アップ”の具体例　１６

宮城県リハビリテーション支援センターでは、「要介護高齢者や障害者の摂食嚥下障害への基本的な対応フローチャート Ver.2.0」を一部改訂し、Ver.2.1を作成しました。このVer.2.1には、以下の2つのフローチャートを掲載していますので、ご活用ください。

１「摂食嚥下障害への基本的な対応フローチャート」

福祉現場における摂食嚥下障害についての評価や対応の目安をまとめたものです。

２「“食形態アップ”する場合の基本的な対応フローチャート」

福祉現場で食形態を上げる場合の対応の目安をまとめたものです。

食物による窒息事故防止のための
チェックシート

Ver.1.0.1

～福祉現場での安全な食支援を目指して～

令和7年3月

宮城県リハビリテーション支援センター

※宮城県リハビリテーション支援センターＨＰの支援ツール・マニュアルの２．支援ツール・チェックリストのＮｏ１に掲載しています。

URL：https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/rehabili/rehashien3-1.html

目　　次

はじめに ---------- 1

使用方法 ---------- 1

食物による窒息事故止のためのチェックシート ---------- 2

食物による窒息事故止のためのチェックシートの説明 ---------- 3

（参考）「摂食嚥下障害への基本的な対応フローチャート」について ----- 6

宮城県リハビリテーション支援センターでは、福祉現場における要介護高齢者、障害者等による食物による窒息事故防止を目的に作成した「食物による窒息事故止のためのチェックシート」を一部修正し、Ver.1.0.1を作成しました。
この「チェックシート」は“食物による窒息事故止”の主たるリスクとその防止策をまとめたものです。したがって、支援している障害者の方について、“食物による窒息事故防止”を検討する場合は、本「チェックシート」をご活用ください。

障害者検診

障害者検診とは

- □ 身体機能や生活機能が維持できているか不安がある
- □ 二次障害の予防を目的に身体の機能をチェックしたい
- □ 身体の障害について相談したいが、どこに相談すればよいか分からない

身体機能（筋力、関節の動き、歩行速度等）を評価し、身体状況に関するお悩みに対して、リハビリテーション科専門医・リハビリテーション専門職等がアドバイスを行います。

対象者

1. 県内で在宅生活をしている方
2. 身体障害者手帳（肢体不自由）を所持している１８歳以上の方
3. 当センター及び他病院・施設で継続的なリハビリを受けていない方
4. 上記1～3以外で、当センター医師が必要と認めた方

期間・内容

【実施期間】

令和7年度は6月から11月まで

【内　　容】

1. 受付：郵送された問診票と質問用紙を受付に提出します。
2. 問診、評価・計測：身長、体重、血圧、　　筋力、関節の動き、歩く速さ、ADL（日常生活動作）を計測・評価します。併せて、問診票等の内容を確認します。
3. 医療相談：リハビリテーション科専門医が検診結果をお伝えし、個々に応じます。

◇所要時間は全部で２時間程度です。
◇手足の太さを計測するため、肘上10cm・膝上15cmまで捲くれる服装でお越しください。

【会　　場】

まなウエルみやぎ（宮城県リハビリテーション支援センター）
宮城県名取市美田園2丁目1番地4

【費　　用】

無料
※診察を希望された場合は保険診療（有料）での対応となります。

検診の様子

1. 受付

2. 問診、評価・計測

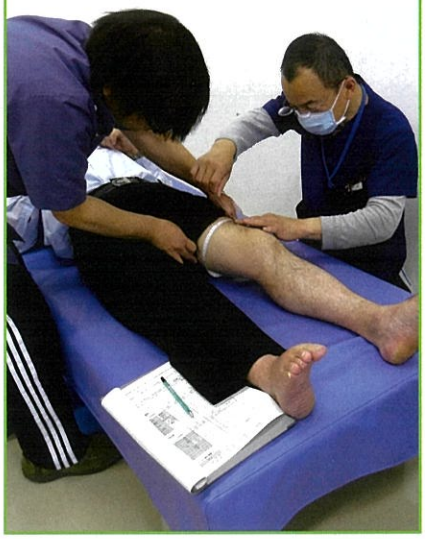

3. 医療相談

【お申込み方法】 予約制・先着順です。電話でお申込みください。

【お申込み・お問合せ】

宮城県リハビリテーション支援センター　クリニック班

TEL:022-784-3592　　FAX:022-784-3593

【会場までの地図】

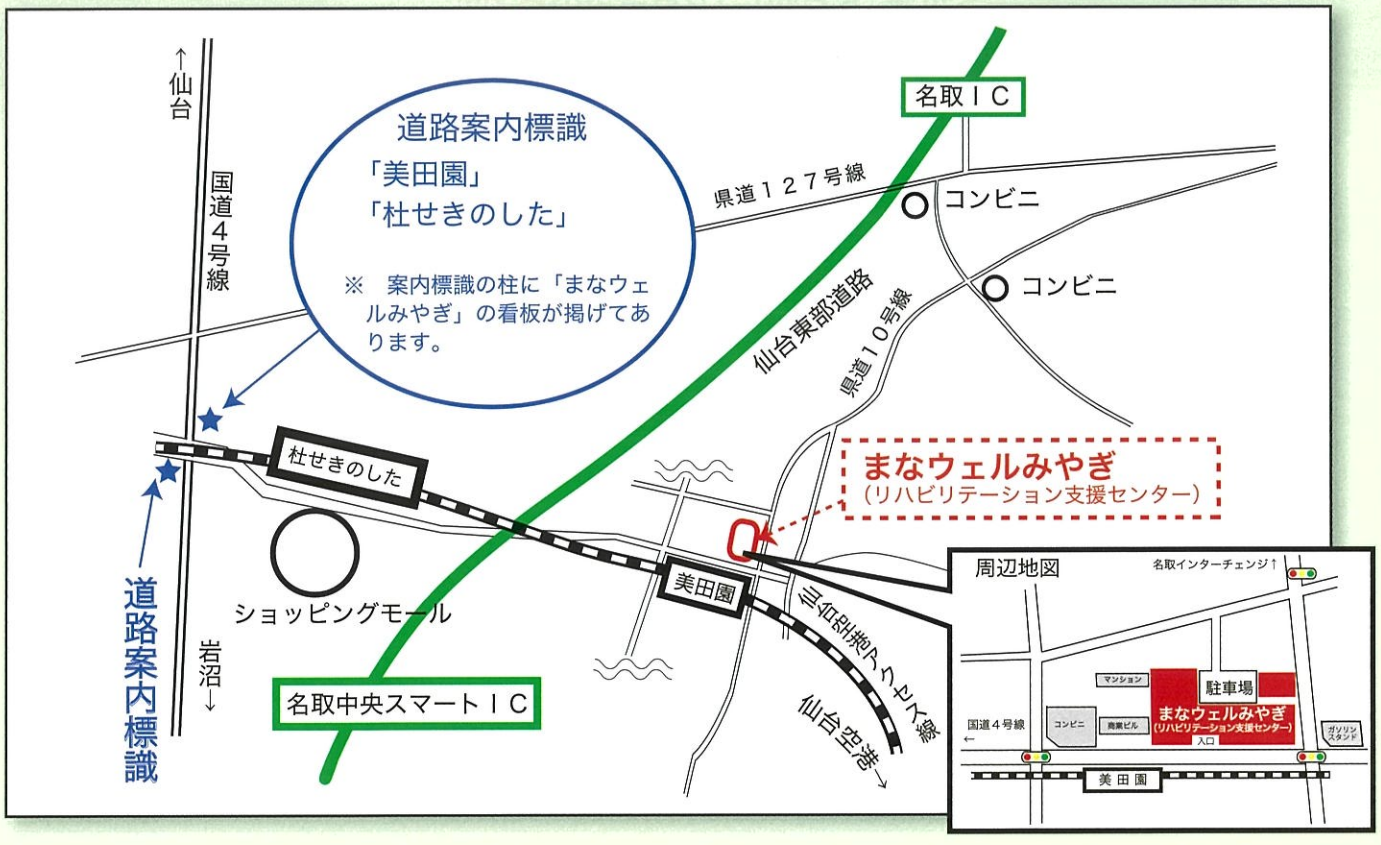

令和7年度障害者検診事業　実施要領

1　目　的

高齢者の介護予防が重要視されているのと同様に、障害者の運動機能低下の予防に向けた支援も重要である。しかし、身体に障害がある方の心身機能低下の早期発見・予防を目的とした検診は既存の制度にはないのが現状である。

必要な時期に必要な支援につながらないことで、身体機能の維持・改善を図れる方が見逃されている可能性がある。また、医学的治療が終了した後に身体機能面の管理をしてくれる主治医がおらず、困った時に早期に相談できる場所がないことで、機能低下をきたしている状況が散見される。

このため、身体機能や ADL（日常生活動作）能力の低下等を早期に発見し、二次障害の予防、生活機能の維持・向上を図り、障害があっても地域で自分らしく安心して暮らし続けられることを目的として障害者検診事業を実施する。

2　実施場所

別紙（項目 1）参照

3　開催日時

別紙（項目 2）参照

4　対象者

下記の（1）～（3）すべてに該当する方又は（4）に該当する方

（1）県内で在宅生活をしている方

（2）身体障害者手帳（肢体不自由）を所持している 18 歳以上の方

（3）継続的なリハビリを受けていない方

（4）リハビリテーション支援センター医師が必要と認めた方

5　定員

30人（各回5人、計6回）

6　内容

	項　目	内　　容	備　　考
①	記入	問診票の記入	基礎情報について記入する。
		「FAI 自己評価表」の記入	食事の用意、洗濯、掃除など、応用的 ADL について記入する。
②	測定 ・ 検査	日常生活動作（ADL）検査	家庭における身の回り動作（している動作）について、本人（家族）に聞き取りする。
		一般的事項測定	身長・体重・血圧・握力を測る。
		10m歩行測定	歩く速さを測る（歩行が可能な方のみ）。
		四肢計測	左右の手足の長さ（肢長）・太さ（周径）を測る。
		関節可動域（ROM）測定	各関節の動く範囲を測る。
		筋力検査（MMT）	各関節の筋力を測る。
③	医療相談	リハビリテーション科医師による医療相談	医師が結果を伝え、個々の相談に応じる。必要な場合には医療機関への受診の提案、利用可能な制度の情報提供、補装具、動作の工夫に関する助言等を行う。また、必要に応じて専門職が助言を行う。

検診の結果から、医療機関への受診が必要な方については、医療保険での対応となります。
（医療保険での診療は有料です）

７ 費用

無料

８ 受検時に持参するもの

身体障害者手帳、お薬手帳（所持している場合）、動きやすい服装（運動着等）、当センターから送付した書類一式（受付後、当センターより書類を郵送する）。

９ 検診結果

当センターは障害者検診結果について、受検者に対し報告をする。

１０ 申し込み方法

電話で受付（予約制）

１１ 締め切り

別紙（項目２）参照

１２ 問合せ・申込先

宮城県リハビリテーション支援センター クリニック班

電話：022－784－3592　　FAX：022－784－3593

別紙

令和7年度　障害者検診会場及び日程

1. 開催会場

	会場名	回数	住所
	宮城県リハビリテーション支援センター	4	〒981-1217 名取市美田園2丁目1-4
巡回	宮城県石巻合同庁舎　2階	1	〒986-0850 石巻市あゆみ野5丁目7
	宮城県大崎合同庁舎　2階	1	〒989-6117 大崎市古川旭4丁目1-1
計		6	

2. 日程表

	会場	日時（①～⑤は受検者受付時間）		定員	締切日
	センター	6月25日(水)	① 9:00～　② 9:30～　③ 10:00～ ④ 10:30～　⑤ 11:00～	5 人	6月18日(水)
	センター	7月23日(水)	① 9:00～　② 9:30～　③ 10:00～ ④ 10:30～　⑤ 11:00～	5 人	7月16日(水)
巡回	石巻	8月27日(水)	① 11:00～　② 11:30～ ③ 13:00～　④ 13:30～　⑤ 14:00～	5 人	8月20日(水)
	センター	9月24日(水)	① 9:00～　② 9:30～　③ 10:00～ ④ 10:30～　⑤ 11:00～	5 人	9月17日(水)
巡回	大崎	10月8日(水)	① 11:00～　② 11:30～ ③ 13:00～　④ 13:30～　⑤ 14:00～	5 人	10月1日(水)
	センター	11月26日(水)	① 9:00～　② 9:30～　③ 10:00～ ④ 10:30～　⑤ 11:00～	5 人	11月19日(水)

3　留意点

① どの会場でも検診を受けることが可能です（予約制）。
② お申込み・お問合せは、**宮城県リハビリテーション支援センタークリニック班(022-784-3592)**までご連絡ください。
③ 感染症予防等、安全な実施に努めてまいりますが、状況によっては中止させていただく場合もあります。

令和６年度 障害者検診事業 まとめ

○　実施状況

会場	実施回数	受検者数
リハビリテーション支援センター	６回	１８人
大崎	１回	４人
気仙沼	１回	３人
計	**８回**	**２５人**

○　受検状況（新規・継続別）

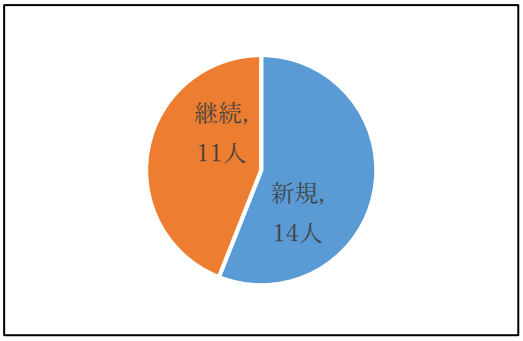

○　年齢構成

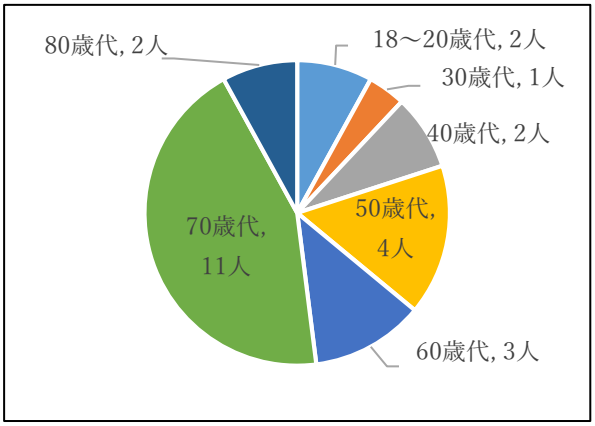

○　身体障害者手帳の所有状況

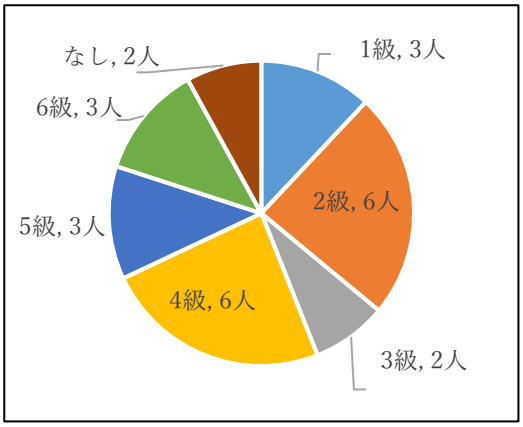

○　疾患

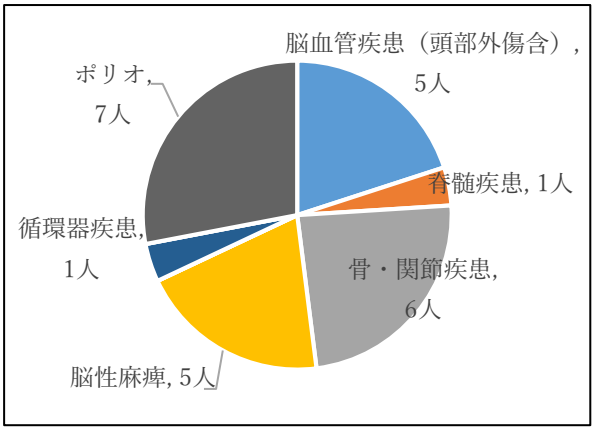

○　医療相談における助言内容（複数）

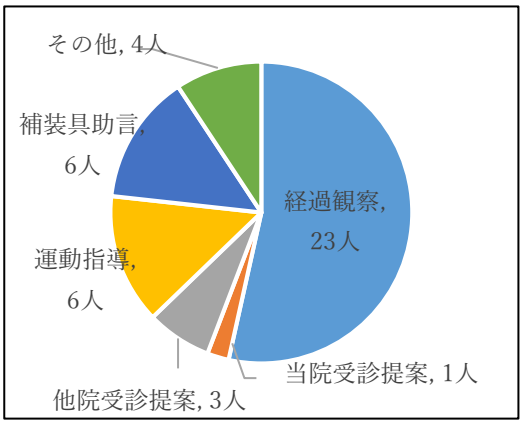

【アンケート】

○『検診は役に立った』（２５人）、『現在の自分の身体状況を確認できた』（２４人）

○ 自由記載：「詳しく（細かく）検診していただき身体の状態が良くわかりました」、「助言大変参考になりました。また今日からがんばる力がわいてきました」

【まとめ】

- 新規は約６割、継続受検の方は約４割であった。60 歳代以降の方が多く、ポリオおよび骨関節疾患の方で約半数以上を占め、移動や ADL は自立している方が多かった。身体状況の確認を目的に受検された方が多く、受検者全員が「検診は役に立った」と回答していた。
- 検診では、身体障害者（肢体不自由）の普段の生活や身体状況を確認し、運動指導や補装具助言するケースが多く、受診の提案をすることもあった。検診は、医学的治療が終了した方の身体機能面の再確認の場として活用されている状況であった。

宮城県委託事業

みやぎ訪問歯科相談室のご案内

歯とお口の健康についてお悩みではありませんか？

歯科医院に
通院できないから
家で歯の治療や入れ歯の
調整をしてほしい

寝たきりのおばあちゃんの
口の中の手入れって
どうすればいいんだろう

訪問歯科診療って
どのくらい費用が
かかるの？

施設に来てくれる
歯医者さんがいると
いいんだけど…

入院中の患者さんを
診てくれる歯科医
どこかにいないだろうか

訪問歯科診療を希望される方へ

❶お申込み

お電話で相談内容について、お伺いします。
ご利用できるのは、病気、障がいなどにより在宅等で療養している通院が困難な方です。病院に入院中や介護施設に入所中の方は、お申込み前に主治医や施設スタッフにご相談ください。

※相談内容によっては、訪問歯科診療をご利用できない場合もあります。

❷訪問日時の決定

担当する歯科医院が決まりましたら、歯科医院からお申込者に連絡が行きますので、訪問日と時間を調整してください。
依頼内容や準備物などを確認させていただきます。

※状況により担当歯科医院が決まるまで、1週間程度かかる場合もあります。

❸初回訪問診療時

患者さまの状態を確認後、訪問での治療が可能な場合は、患者さまやご家族の意向、ご都合をお聞きして治療方針、治療計画を立てます。治療計画に基づいて、継続した訪問診療を行います。

医療職・介護職の方々からのご相談も承ります。
お気軽にお電話ください。

お問合せ

一般社団法人　宮城県歯科医師会

みやぎ訪問歯科相談室

〒980-0803
仙台市青葉区国分町一丁目5番1号（宮城県歯科医師会館内）

TEL.022-290-1510

受付時間／月～金　午前９時～午後５時　※祝祭日及び年末年始を除く

https://www.miyashi.or.jp

資料４

令和６年度 老人福祉施設及び障害福祉サービス事業所等における歯と口腔の健康づくり取組状況調査結果の概要

１　調査の目的

県内老人福祉施設及び障害福祉サービス事業所等の入所者の歯と口腔の健康づくりに関する取組状況を把握し、「第３期宮城県歯と口腔の健康づくり基本計画」（計画期間：令和６年度～令和１７年度）の進捗状況を評価するもの。

２　実施主体

宮城県

３　調査時期

令和６年１０月～１２月（調査基準日：令和６年１０月１日）

４　調査対象

老人福祉施設及び障害福祉サービス事業所等（入所施設）

社会福祉施設の種類		総　数	宮城県所管	仙台市所管
		施設数	施設数	施設数
老人福祉施設等	養護老人ホーム	8	6	2
	特別養護老人ホーム	211	135	76
	軽費老人ホーム	15	11	4
	有料老人ホーム	57	13	44
	介護老人保健施設	94	58	36
	介護医療院	4	4	0
	認知症高齢者グループホーム	304	179	125
	小計	693	331	287
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	237	113	124
	障害者支援施設	34	20	14
	障害児入所支援	16	9	7
	福祉型障害児入所支援	12	8	4
	医療型障害児入所支援	4	1	3
	小計	287	142	145
総計		980	473	432

５　調査方法

自記式質問調査

調査票を対象施設に郵送し、みやぎ電子申請サービス又はファクシミリによる返信により回収

６　調査項目

施設における歯科医師の協力体制、歯科保健に対する取組状況　等

7　調査協力施設の状況

対象施設 980 施設に対して、800 施設から有効回答が得られ、協力率は 81.6%であった。

（１）協力施設の種類別構成

社会福祉施設の種類		総　数		宮城県所管		仙台市所管	
		施設数	入所者数	施設数	入所者数	施設数	入所者数
老人福祉施設等	養護老人ホーム	7	413	6	359	1	54
	特別養護老人ホーム	193	11,597	124	6,498	69	5,099
	軽費老人ホーム	12	391	9	262	3	129
	有料老人ホーム	39	2,046	9	351	30	1,695
	介護老人保健施設	80	7,110	51	4,447	29	2,663
	介護医療院	4	161	4	161	0	0
	認知症高齢者グループホーム	249	3,933	147	2,169	102	1,764
	小計	584	16,334	286	9,288	234	7,046
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	168	2,900	83	1,406	85	1,494
	障害者支援施設	34	1,318	20	756	14	562
	障害児入所支援	14	1,085	8	613	6	472
	福祉型障害児入所支援	10	626	7	490	3	136
	医療型障害児入所支援	4	459	1	123	3	336
	小計	216	5,303	111	2,775	105	2,528
合　計		800	21,637	397	12,063	339	9,574

（２）協力率

社会福祉施設の種類		対象施設数	協力施設数	協力率
老人福祉施設等	養護老人ホーム	8	7	87.5%
	特別養護老人ホーム	211	193	91.5%
	軽費老人ホーム	15	12	80.0%
	有料老人ホーム	57	39	68.4%
	介護老人保健施設	94	80	85.1%
	介護医療院	4	4	100.0%
	認知症高齢者グループホーム	304	249	81.9%
	小計	693	584	84.3%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	237	168	70.9%
	障害者支援施設	34	34	100.0%
	障害児入所支援	16	14	87.5%
	福祉型障害児入所支援	12	10	83.3%
	医療型障害児入所支援	4	4	100.0%
	小計	287	216	75.3%
総計		980	800	81.6%

（参考：前回（R4 年度）調査）

	総数	老人福祉施設等				障害福祉サービス事業所等		
		養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	軽費老人ホーム	認知症高齢者グループホーム	共同生活援助（グループホーム）	障害者支援施設	障害児入所支援
対象施設数	794	9	207	47	297	192	37	5
協力施設数	662	7	187	38	238	152	36	4
協力率	83.4%	77.8%	90.3%	80.9%	80.1%	79.2%	97.3%	80.0%

8　調査結果

（１）協力歯科医の状況

協力歯科医がいる施設の割合は、全体では 82.3%となり、前回より増加している。

社会福祉施設の種類		有の施設数	割合
老人福祉施設等	養護老人ホーム	7	100.0%
	特別養護老人ホーム	185	95.9%
	軽費老人ホーム	11	91.7%
	有料老人ホーム	38	97.4%
	介護老人保健施設	77	96.3%
	介護医療院	3	75.0%
	認知症高齢者グループホーム	226	90.8%
	小計	547	93.7%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	73	43.5%
	障害者支援施設	26	76.5%
	障害児入所支援	12	85.7%
	福祉型障害児入所支援	8	80.0%
	医療型障害児入所支援	4	100.0%
	小計	111	51.4%
総計		658	82.3%

（参考：前回調査との比較）

社会福祉施設の種類		実数		割合	
		R4	R6	R4	R6
施設等 老人福祉	養護老人ホーム	6	7	85.7%	100.0%
	特別養護老人ホーム	174	185	93.0%	95.9%
	軽費老人ホーム	24	11	63.2%	91.7%
	有料老人ホーム	－	38	－	97.4%
	介護老人保健施設	－	77	－	96.3%
	介護医療院	－	3	－	75.0%
	認知症高齢者グループホーム	220	226	92.4%	90.8%
事業所等 サービス 障害福祉	共同生活援助（グループホーム）	63	73	41.4%	43.5%
	障害者支援施設	31	26	86.1%	76.5%
	障害児入所支援	4	12	100.0%	85.7%
総計		522	658	78.9%	82.3%

（２）－① 歯科検診の実施状況

定期的に歯科検診を実施している割合は、全体では 40.8%となり、前回より増加している。

社会福祉施設の種類		実施していない				実施している					
		個別の状況把握無し	割合	個別の状況把握有り	割合	年１回未満	割合	年１回	割合	複数回	割合
老人福祉施設等	養護老人ホーム	3	42.9%	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%	2	28.6%
	特別養護老人ホーム	22	11.4%	26	13.5%	25	13.0%	48	24.9%	68	35.2%
	軽費老人ホーム	2	16.7%	4	33.3%	1	8.3%	4	33.3%	1	8.3%
	軽費老人ホーム（A型・B型）	0		0		0		0		0	
	軽費老人ホーム（ケアハウス）	2	16.7%	4	33.3%	1	8.3%	4	33.3%	1	8.3%
	有料老人ホーム	7	17.9%	13	33.3%	7	17.9%	7	17.9%	5	12.8%
	有料老人ホーム（住宅型）	0		0		0		0		0	
	有料老人ホーム（健康型）	0		0		0		0		0	
	有料老人ホーム（介護付）	7	17.9%	13	33.3%	7	17.9%	7	17.9%	5	12.8%
	介護老人保健施設	16	20.0%	17	21.3%	5	6.3%	10	12.5%	31	38.8%
	介護医療院	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
	認知症高齢者グループホーム	44	17.7%	66	26.5%	45	18.1%	33	13.3%	59	23.7%
	小計	97	16.6%	128	21.9%	83	14.2%	102	17.5%	167	28.6%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	48	28.6%	81	48.2%	11	6.5%	11	6.5%	16	9.5%
	障害者支援施設	1	2.9%	6	17.6%	6	17.6%	16	47.1%	5	14.7%
	障害児入所支援	3	21.4%	2	14.3%	0	0.0%	5	35.7%	4	28.6%
	福祉型障害児入所支援	2	20.0%	2	20.0%	0	0.0%	5	50.0%	1	10.0%
	医療型障害児入所支援	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	3	75.0%
	小計	52	24.1%	89	41.2%	17	7.9%	32	14.8%	25	11.6%
総計		149	18.6%	217	27.1%	100	12.5%	134	16.8%	192	24.0%

（参考：前回調査との比較（年１回以上実施している施設））

社会福祉施設の種類		実数		割合	
		R4	R6	R4	R6
施設等 老人福祉	養護老人ホーム	2	2	28.6%	28.6%
	特別養護老人ホーム	72	116	38.5%	60.1%
	軽費老人ホーム	4	5	10.5%	41.7%
	有料老人ホーム	－	12	－	30.8%
	介護老人保健施設	－	41	－	51.3%
	介護医療院	－	1	－	25.0%
	認知症高齢者グループホーム	63	92	26.5%	36.9%
事業所等 サービス 障害福祉	共同生活援助（グループホーム）	22	27	14.5%	16.1%
	障害者支援施設	22	21	61.1%	61.8%
	障害児入所支援	3	9	75.0%	64.3%
総計		188	326	28.4%	40.8%

（２）－② 検診対象

社会福祉施設の種類		対象	
		全員	割合
老人福祉施設等	養護老人ホーム	2	100.0%
	特別養護老人ホーム	112	79.4%
	軽費老人ホーム	2	33.3%
	有料老人ホーム	3	15.8%
	介護老人保健施設	25	54.3%
	介護医療院	0	0.0%
	認知症高齢者グループホーム	71	51.8%
	小計	215	61.1%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	27	71.1%
	障害者支援施設	20	74.1%
	障害児入所支援	8	88.9%
	福祉型障害児入所支援	6	100.0%
	医療型障害児入所支援	2	66.7%
	小計	55	74.3%
総計		270	63.4%

（２）－③ 検診方法

社会福祉施設の種類		方法					
		診療所	割合	施設内	割合	両方	割合
老人福祉施設等	養護老人ホーム	0	0.0%	2	100.0%	0	0.0%
	特別養護老人ホーム	2	1.4%	138	97.9%	5	3.5%
	軽費老人ホーム	1	16.7%	4	66.7%	2	33.3%
	有料老人ホーム	0	0.0%	18	94.7%	1	5.3%
	介護老人保健施設	1	2.2%	44	95.7%	4	8.7%
	介護医療院	0	0.0%	1	100.0%	0	0.0%
	認知症高齢者グループホーム	7	5.1%	134	97.8%	12	8.8%
	小計	11	3.1%	341	96.9%	24	6.8%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	33	86.8%	13	34.2%	4	10.5%
	障害者支援施設	4	14.8%	21	77.8%	2	7.4%
	障害児入所支援	1	11.1%	6	66.7%	2	22.2%
	福祉型障害児入所支援	0	0.0%	5	83.3%	1	16.7%
	医療型障害児入所支援	1	33.3%	1	33.3%	1	33.3%
	小計	38	51.4%	40	54.1%	8	10.8%
総計		49	11.5%	381	89.4%	32	7.5%

（３）歯科保健指導の導入状況

歯科保健指導を導入している施設の割合は、全体では60.8%だった。

社会福祉施設の種類		指導の導入	
		有り	割合
老人福祉施設等	養護老人ホーム	3	42.9%
	特別養護老人ホーム	169	87.6%
	軽費老人ホーム	6	50.0%
	有料老人ホーム	26	66.7%
	介護老人保健施設	72	90.0%
	介護医療院	4	100.0%
	認知症高齢者グループホーム	141	56.6%
	小計	421	72.1%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	36	21.4%
	障害者支援施設	20	58.8%
	障害児入所支援	9	64.3%
	福祉型障害児入所支援	6	60.0%
	医療型障害児入所支援	3	75.0%
	小計	65	30.1%
総計		486	60.8%

（４）歯科医療機関の受診に係る支援の状況

社会福祉施設の種類		家族への通院依頼		歯科医療機関の紹介		受診付添・送迎		往診依頼		市町村へ相談		行っていない		その他	
		実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合	実数	割合
老人福祉施設等	養護老人ホーム	3	42.9%	3	42.9%	5	71.4%	6	85.7%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	特別養護老人ホーム	35	18.1%	21	10.9%	98	50.8%	160	82.9%	0	0.0%	0	0.0%	7	3.6%
	軽費老人ホーム	8	66.7%	5	41.7%	7	58.3%	8	66.7%	0	0.0%	0	0.0%	1	8.3%
	有料老人ホーム	21	53.8%	17	43.6%	23	59.0%	34	87.2%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	介護老人保健施設	34	42.5%	27	33.8%	16	20.0%	63	78.8%	0	0.0%	0	0.0%	2	2.5%
	介護医療院	1	25.0%	1	25.0%	1	25.0%	3	75.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%
	認知症高齢者グループホーム	133	53.4%	52	20.9%	106	42.6%	177	71.1%	0	0.0%	3	1.2%	6	2.4%
	小計	235	40.2%	126	21.6%	256	43.8%	451	77.2%	0	0.0%	3	0.5%	17	2.9%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	74	44.0%	61	36.3%	119	70.8%	13	7.7%	0	0.0%	6	3.6%	8	4.8%
	障害者支援施設	8	23.5%	5	14.7%	31	91.2%	14	41.2%	0	0.0%	2	5.9%	0	0.0%
	障害児入所支援	3	21.4%	2	14.3%	8	57.1%	5	35.7%	0	0.0%	0	0.0%	5	35.7%
	福祉型障害児入所支援	3	30.0%	2	20.0%	8	80.0%	4	40.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	10.0%
	医療型障害児入所支援	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	1	25.0%	0	0.0%	0	0.0%	4	100.0%
	小計	85	39.4%	68	31.5%	158	73.1%	32	14.8%	0	0.0%	8	3.7%	13	6.0%
総計		320	40.0%	194	24.3%	414	51.8%	483	60.4%	0	0.0%	11	1.4%	30	3.8%

（５）在宅歯科医療連携室

在宅歯科医療連携室（みやぎ訪問歯科相談室）の認知度は、全体で 28.8%であり、前回より増加した。

社会福祉施設の種類		相談室	
		認知数	割合
老人福祉施設等	養護老人ホーム	3	42.9%
	特別養護老人ホーム	77	39.9%
	軽費老人ホーム	6	50.0%
	有料老人ホーム	9	23.1%
	介護老人保健施設	25	31.3%
	介護医療院	2	50.0%
	認知症高齢者グループホーム	62	24.9%
	小計	184	31.5%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	25	14.9%
	障害者支援施設	15	44.1%
	障害児入所支援	6	42.9%
	福祉型障害児入所支援	5	50.0%
	医療型障害児入所支援	1	25.0%
	小計	46	21.3%
総計		230	28.8%

（参考：前回比較）

社会福祉施設の種類		実数		割合	
		R4	R6	R4	R6
老人福祉施設等	養護老人ホーム	2	3	28.6%	42.9%
	特別養護老人ホーム	80	77	42.8%	39.9%
	軽費老人ホーム	10	6	26.3%	50.0%
	有料老人ホーム	－	9	－	23.1%
	介護老人保健施設	－	25	－	31.3%
	介護医療院	－	2	－	50.0%
	認知症高齢者グループホーム	57	62	23.9%	24.9%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	21	25	13.8%	14.9%
	障害者支援施設	11	15	30.6%	44.1%
	障害児入所支援	2	6	50.0%	42.9%
総計		183	230	27.6%	28.8%

（６）施設職員の研修等の状況

過去１年間に職員を対象とした歯科保健に関する研修や勉強会の実施や派遣を行った施設の割合は、全体で 40.5%であった。

社会福祉施設の種類		施設職員の研修等	
		実施数	割合
老人福祉施設等	養護老人ホーム	3	42.9%
	特別養護老人ホーム	129	66.8%
	軽費老人ホーム	6	50.0%
	有料老人ホーム	20	51.3%
	介護老人保健施設	62	77.5%
	介護医療院	2	50.0%
	認知症高齢者グループホーム	74	29.7%
	小計	296	50.7%
障害福祉サービス事業所等	共同生活援助（グループホーム）	12	7.1%
	障害者支援施設	11	32.4%
	障害児入所支援	5	35.7%
	福祉型障害児入所支援	2	20.0%
	医療型障害児入所支援	3	75.0%
	小計	28	13.0%
総計		324	40.5%

（７）課題等について

自由記述に記載のあった課題等について、概要は以下のとおり。

○　施設職員や利用者家族における歯科口腔保健への理解が足りない。（老）
○　施設での検診や職員への研修等の導入の仕方がわからない。（老）
○　入所前からの口腔内の異常や不衛生に係る対応が困難。（老）
○　口腔ケアに拒否反応を示す利用者への対応が困難。（老、障）
○　認知症、重度の障害等を持つ利用者への口腔ケアに関する施設職員の知識や技術が困難不足している。（老、障）
○　各種対応が可能な歯科専門職（歯科医院）が少ない。（老、障）
○　各種対応が可能な歯科医院のリストを公表して欲しい。（どのような診療等が可能かわかるリストを公表して欲しい。）（老、障）
○　車椅子で利用できる（バリアフリー）歯科医院が少ない。（老）
○　施設職員向け研修を開催して欲しい。（増やして欲しい。）（老、障）
○　他施設での管理体制や取組を知りたい。（老）